

熊本県中小企業団体中央会青年部協議会 会則

第1章 総則

(目的)

第1条 本協議会は、中小企業並びに中小企業団体（以下「組合」という。）次代を担う清新な知性と熱意を結集し、会員の研修と相互の連携を強め、これによって優れた組合指導者の成長を期し、中小企業並びに組合の健全なる発展を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 本協議会は、熊本県中小企業団体中央会青年部協議会（以下「中央会青年部」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 中央会青年部は、事務所を熊本県中小企業団体中央会内に置く。

(事業)

第4条 中央会青年部は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 組合青年部の活動促進のための情報交換
- (2) 組合及び中小企業のためにする各種講習会、研修会の開催
- (3) 組合青年部の組織化推進
- (4) 会員相互の親睦及び福利厚生に関する事業
- (5) 関係機関、団体との連絡調整並びにこれらに対する建議、陳情
- (6) その他本協議会の目的達成に必要な事業

第2章 会員

(会員資格)

第5条 中央会青年部の会員は、熊本県内に事務所を有する中央会会員組合の青年部（正会員という。）及び熊本県内に事務所を有する中央会会員組合以外の公益法人等の青年部並びに中小企業の若手経営者、後継者（賛助会員という。）とする。

(入会)

第6条 会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、役員会の承認を得なければならない。

(脱会)

第7条 会員は、脱会しようとするときは、会長に届け出なければならない。

- 2 会員が解散したときは、脱会したものとみなす。

第3章 役員

(役員の数)

第8条 中央会青年部に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事(会長・副会長含) 若干名
- (4) 監事 2名

2 役員は、総会において会員組合青年部の部会長またはこれに準ずる者の中から選任するものとし、再任を妨げないものとする。

(職務)

第9条 会長は、中央会青年部を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し会長が事故又は欠員のときは、その事務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。
- 4 監事は、中央会青年部の会計監査の職務を行う。

(任期)

第10条 役員は任期は2年とする。但し、補欠役員は現任者の任期とする。

(顧問)

第11条 中央会青年部に顧問を置くことができる。顧問は、理事会に諮り、会長が委嘱する。

第4章 会議

(会議)

第12条 会議は総会及び理事会とし、総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 総会は、会員をもって構成する。
- 3 理事会は、理事をもって構成する。

(総会の議決事項)

第13条 総会は、この会則で定めるもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 事業計画の決定、事業報告の承認及び会則の変更
- (2) その他本協議会の運営に関する重要な事項

(理事会の議決事項)

第14条 理事会は、この会則で定めるほか、次の事項を決議する。

- (1) 総会の議決する事項の執行に関すること
- (2) 総会に付すべき事項
- (3) その他総会の決議を要しない会務の執行に関する事項

(会議の開催)

第15条 通常総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

- 2 臨時総会は、理事が必要と認めるときは、いつでも開催することができる。

3 理事会は、会長が必要と認めたとき開催する。

(召集)

第16条 会議は、会長が召集する。

(議長)

第17条 総会又は理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(議決)

第18条 会議の議事は出席会員又は理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第5章 会計

(会計年度)

第19条 中央会青年部の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(収入及び支出)

第20条 中央会青年部の収入は、次に掲げるものをもって構成し、経費は収入をもって支弁する。

- (1) 中央会青年部事業費
- (2) 会員会費
- (3) その他の収入

付則

設立当初の役員の任期は、昭和52年5月31日までとする。

会則の一部変更の件（平成10年6月16日改正）

（新会則）

（会員資格）

第5条 中央会青年部の役員は、熊本県内に事務所を有する中央会会員組合の青年部（正会員という。）及び熊本県内に事務所を有する中央会会員組合以外の公益法人等の青年部並びに中小企業の若手経営者、後継者（賛助会員）とする。

（旧会則）

（会員資格）

第5条 中央会青年部の会員は、熊本県内に事務所を有する中央会会員組合の青年部（正会員という）又は中小企業の若手経営者、後継者（賛助会員という）とする。

（変更理由）

賛助会員の範囲を個人だけでなく、公益法人等の団体まで広げるため

表彰規程

(目的)

第1条 本組合が行う表彰は、本規程の定めるところによる。

(被表彰者)

第2条 表彰は、次のものについて行う。

(1) 優良組合青年部

(優良組合青年部の基準)

第3条 優良組合青年部は、その組織並びに運営が特に優良と認められ、他の範とするものであって、次に掲げる要件を備えるものでなければならない。

(1) 組織後10年以上を経過していること。

(2) 事業の運営が活発に行われていること。

(選考)

第4条 表彰の選考は、事務局より推薦のあったものについて行う。

(表彰の決定)

第5条 表彰の決定は、役員会において諮り会長が決定する。

(表彰)

第6条 表彰は、毎年通常総会において会長から表彰状を授与して行う。